

## 令和5年度第1回

# 札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

## 議 事 録

日 時：2023年9月6日（水）午後2時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 4・5会議室

## 1. 開 会

○事務局（永澤地域振興部長） 定刻になりましたので、ただいまより、令和5年度第1回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開会いたします。

本日は、ご多用のところ、また、お暑い中をお集まりいただき、ありがとうございます。

私は、市民文化局地域振興部の永澤と申します。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

この審議会は、前の委員の任期が今年の8月5日で終了しており、8月6日から新たな任期となっております。皆様への委員の委嘱につきましては、それぞれお手元に委嘱状を置かせていただいております、それをもちまして委嘱とさせていただきます。よろしくおねがいたします。

なお、荒木委員、枝元委員、小林委員におかれましては、任期が5月からとなっておりますので、本日の委嘱状の交付はございません。

本日は、新しい委員の皆様による初めての会議ですので、議長が決まるまでの間、事務局の区政課長が進行をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（江積区政課長） 市民文化局地域振興部区政課長の江積と申します。本日は、よろしくお願い申し上げます。

### ◎市民文化局長挨拶

○事務局（江積区政課長） それでは、開会に当たりまして、市民文化局長の前田から、一言、ご挨拶を申し上げます。

○前田市民文化局長 市民文化局の前田でございます。

改めまして、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、本当に大変お忙しいところ、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には、日頃から、安心で安全なまちづくり、そして、犯罪被害者の支援など、様々な分野におきましてお力添えをいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、当審議会は、今回、8期目となりますが、皆様もご承知のとおり、近年、市民の皆様が本当に不安に感じるような様々な重大な事件が起きているなど感じているところでございます。

札幌市といたしましても、さらに様々な関係機関や団体の皆様と連携を深めながら、少しでも市民の皆様が安心して暮らせるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、これから任期の2年間、それぞれのご経験、また専門的なお立場から、いろいろとお力添えを賜ればと思っておりますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

本日の審議会では、市内の犯罪情勢や札幌市客引き行為等の防止に関する条例がスター

トして1年余りになりましたので、この状況についてご報告をさせていただきますとともに、昨年度末に諮問をさせていただきました札幌市再犯防止推進計画などについてご審議を頂戴したいと思っております。

皆様には、限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見を多く寄せていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○事務局（江積区政課長） 次に、事務局から、本日の資料並びに留意事項についてお話しさせていただきます。

まず、本日の資料でございますが、資料1から資料4－4になります。

また、座席表、委員名簿、審議会規則、特殊詐欺被害防止のチラシ、資料2については差し替えになりますので、差し替えのものを机上に配付させていただいております。

ここで、おわびがございますが、資料に不備がございました。座席表でございますが、今お座りいただいている左側と右側が逆になっておりました。大変申し訳ございません。お詫び申し上げます。

続いて、留意事項でございますが、本審議会は公開となっており、議事録の作成や広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。

ご発言される場合につきましては、必ずお手元のハンドマイクをお使いいただきますようお願い申し上げます。

留意事項等の説明は以上になります。

本日は全委員のご出席をいただいておりますので、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満たしており、この会議は成立しておりますことを申し添えさせていただきます。

また、本日の次第7でございますが、札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰候補者の選考につきましては、表彰候補者の個人情報を取り扱うため、この部分につきましては会議を非公開の取扱いにしたいと思います。

委員の皆様、ご了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（江積区政課長） ありがとうございます。

## 2. 委員自己紹介

○事務局（江積区政課長） それでは、続きまして、本日は新しい任期における第1回の審議会でありますので、各委員の皆様には簡単な自己紹介をお願いしたいと存じます。

まずは、相内委員から開始いたしまして、荒木委員、枝元委員と順に時計回りにお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○相内委員 前期に引き続きお世話になります相内と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

福祉業界のコンサルタントをしております。相談機関のアドバイザーなどをさせていた

だいておりまして、犯罪被害者の支援や、元加害者というか、出所者の中で生活が困窮している方の支援などをさせていただいております。

皆さんとの議論の一助になれるよう頑張りますので、よろしく願いいたします。

○荒木委員 皆さん、こんにちは。

就労支援事業者機構で、更生保護就労支援事業所という、直接、対象者の支援を行う業務を行っております。そのほか、札幌協力雇用主連合会の事務局長として、そちらでは束ねる役割を担っております。

今日お越しの小林委員は機構のほうの事務局長ですので、機構の話は小林から申し上げるようにいたします。

○枝元委員 皆さん、こんにちは。

札幌市内10区による更生保護女性連合会の会長を務めております枝元優子でございます。

常に少年や女性の立場に立って活動をしております。

今後とも、よろしく願いいたします。

○神元委員 北海学園大学法学部の教授をしている神元でございます。

前任の吉田敏雄先生とは、刑法担当の同僚ということで仲よくやっておりました。

よろしく願いいたします。

○渡辺委員 札幌消費者協会の渡辺と申します。

当協会は、札幌消費者センターより、消費生活相談業務、また啓発部門を受託しております。私も以前、介護をするまでは担っておりました。

よろしく願いいたします。

○山本委員 山本康次と申します。

札幌市保護司会連絡協議会の会長を務めさせていただいております。

最近、札幌市内も含めて全国的に、凶悪な事件や、いろいろ分からない事件、事故が多々ございます。今、そういう時代に入ってきているのかなと特に感じます。

よろしく願いします。

○山崎委員 北海道防犯協会連合会で専務理事を務めております山崎と申します。よろしく願いいたします。

防犯協会という名前は聞いたことがあると思うのですが、どんなことをやっているのか、なじみがないと思いますので、防犯協会連合会の話を見せてもらいます。

我々は、警察とか自治体とか様々な防犯ボランティア団体と連携いたしまして、道内の防犯活動を支援しております。また、自らも警察本部の生活安全企画課や少年課、サイバーセキュリティ対策本部と連携いたしまして、特殊詐欺被害の防止や少年の被害防止、サイバー犯罪対策などの施策もやっております。

あとは、皆さんに身近な業務としましては、自転車の防犯登録事業をやっておりまして、収益の8割は自転車防犯登録で得ておりまして、その収益を防犯活動のお金に充てている

という実態です。

さらに、風俗環境浄化協会といいますが、風営適正化法で、道内で唯一、公安委員会から認定を受けまして、パチンコ店、麻雀店、スナックなどの風俗営業者に対する管理者講習を年36回やっております。

私個人としましては、警察のOBでございまして、3年前に、札幌西警察署長を最後に定年退職をいたしております。

現職中は、刑事部門、生活安全部門にりましたが、そのほかに、犯罪抑止対策とか、道警で初めて被害者支援が始まったときの第1号の職員として勤務をさせてもらったり、洞爺湖サミットときには報道対策もさせてもらいました。

そういった経験を踏まえて、皆さんのお手伝いをさせていただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○皆川委員 豊平区から参りました公募委員の皆川と申します。

先日、道の犯罪発生マップというものを眺めていましたら、自宅のごくごく近所で空き巣が発生しております、ちょっと驚いたところですが、認識を新たにして、犯罪のない安全で安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○松浦委員 北海道家庭生活総合カウンセリングセンターの被害者相談室から参りました松浦と申します。

当センターは、平成19年に犯罪被害者等早期援助団体として公安委員会から指定され、犯罪被害者の総合窓口として活動しております。

よろしく願いいたします。

○佐々木委員 NPO法人ゆいネット北海道の佐々木と言います。

昨年の11月からセンター長を代行させていただいております。ゆいネット北海道は、性被害者支援というところでの面談、面接、あとは病院等への同行ということをしていただいております。

私は、個人的には助産師なので、産婦人科への同行や、この間は警察にも同行しましたがけれども、性被害者の方々の支援をしております。

よろしく願いいたします。

○小林委員 更生保護法人札幌更生保護協会事務局長の小林と申します。

更生保護業界は、市民の皆様や企業から浄財をいただきまして、それを原資にして、更生保護をしております。ここに保護司会があるのですけれども、そちらや更生保護施設に助成させていただいております。それを主な仕事として、なおかつ、刑務所から出てこられた方、少年院から出てこられた方たちが、出てきてすぐはどうしても生活、暮らしに困りますので、仕事の問題もあるのですが、そういうことのお世話をさせていただいております。

なおかつ、私は、先ほど荒木委員が言っていましたが、荒木委員と一緒に札幌就労支援

事業者機構の仕事もさせていただいています。この機構も、刑務所出所者、少年院を出てきた方、仮出所、または仮退院が主ですが、その方々の生活、就労を援助させていただいております。

また、私は刑務所のお仕事もさせていただいております。年間、札幌刑務所から仮出所する方々と会ってお話をさせていただいております。出ると札幌におられる方は我々のほうにまたご相談に来られるのですが、この世界に入りましてから再犯防止をずっとさせていただいておりますので、今後、その経験を基に、安全で安心なまちづくり審議会に貢献できればと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○桑原委員 前期に続きまして参加させていただきます女のスペース・おんの桑原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私どもの団体は、1993年に事務所を設立しまして、女性による女性のための被害者支援に携わらせていただいております。人権ネットワーク事務所ですが、被害を受けられた女性が暴力から避難されて、緊急一時保護施設がどうしても必要ということで、1997年に民間シェルターを立ち上げました。今年で30年目になります。

民間シェルターについてお話をさせていただくと、様々な暴力を受けてシェルターを出られた後の自立支援はもちろんですけれども、国や地方自治体の様々な事業の委託を受けまして、デートDVの防止講座や、中学生、高校生、専門学校生、看護学校生というデートDVに遭いやすい大人になる前の若い女性に、DVとは何だろうとか、ノーと言っているのだよとか、性の搾取、性暴力に遭う幼いときの教育が、DVに関わらない、暴力を受けないということにつながるので、啓発活動をさせていただいております。国にも政策提言をさせてもらっています。

私どもは、被害者支援ですので、出所された加害者の再犯防止には携わっていませんけれども、暴力が背景に必ず混在しております。女子刑務所に入られた方は、出てきて涙を流されるのです。社会復帰をしようとしても、また生活に困窮して、風俗の世界でまた犯罪に巻き込まれるという現状があります。就労支援ですとか、住居の支援ですとか、保護司の方も含めて様々な支援がありますが、やはり心の回復なしでは再犯防止にはつながらないと思っておりますので、ぜひそちらのプログラムも札幌市でつくっていただければと思います。皆様のご意見を参考にさせていただければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○栗生委員 私は、厚別南町内会連合会の栗生でございます。

午前中に厚別区で札幌市の防災訓練があつて、ここにいらっしゃる前田局長ともご一緒させていただきましたけれども、厚別南町連としては、安全で安心なまちづくりのために様々な活動を展開してございます。

私も、3年前まで更生保護活動の皆さんと同じような立場にございまして、皆さん方の活動は承知しております。一方、マルピー（警察）OBとしても、すすきの条例の活動もし

ましたし、役所にいた頃は法制の仕事がたくさんしてまいりましたので、今後ともまたお世話になろうかと思えますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○木村委員 NPO法人北海道CAPをすすめる会代表をしております木村里美と申します。

CAPというのは、Child Assault Preventionの頭文字を取ってCAP（キャップ）と呼んでいるのですが、子どもへの暴力防止という意味です。子どもたちが様々な暴力に遭ったときに何ができるか、あるいは、遭わないために何ができるかという予防の教育を、日々、幼稚園、保育園、小学校、中学校、特別支援学校、児童養護施設などに呼んでもらって、出前授業のようなプログラムを届ける活動をしております。札幌を拠点に活動して今年で25周年です。四半世紀の活動で、14万人の方々がこのプログラムにご参加いただきました。

この審議会には当会から委員を出させていただいて、私も随分前に委員をやったことがあるのですけれども、久しぶりに戻ってまいりました。少しでもお役に立てるように努力したいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（江積区政課長） 皆様、ありがとうございます。

次に、事務局の職員の自己紹介をさせていただきます。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 市民文化局地域振興部区政課地域防犯担当係長の下川原と申します。

私も4月から着任しておりますので、新しい気持ちでこの審議会のお手伝いをできればと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（岩瀬職員） 札幌市市民文化局地域振興部区政課の岩瀬と申します。

私は、区政課で、町内会に対する防犯カメラですとか犯罪被害者の方に対する支援などを担当しております。ここにいらっしゃる皆様にも何かとお世話になりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（前田職員） 区政課の前田と申します。

私は、主に客引き行為等の防止に関する条例について所管させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（大場職員） 同じく、担当者の大場と申します。

私は、本日ご審議いただく再犯防止推進計画の担当を主にさせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（江積区政課長） 以上でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

### 3. 会長及び副会長選任

○事務局（江積区政課長） 続きまして、次第3の会長及び副会長選任でございます。

現在の審議会委員は14名で構成されておまして、このメンバーでご審議いただきました

く存じます。

まずは、審議会規則第3条に基づきまして、会長を選任していただく必要がございます。

会長は、委員の互選によって定めることとなっておりますので、委員の皆様から立候補またはご推薦をいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局(江積区政課長) ご推薦等がないようでしたら、事務局から推薦させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(江積区政課長) それでは、事務局といたしましては、神元委員をご推薦させていただきます。

神元委員は、北海学園大学教授として、防犯と密接に関連する刑事法を専門分野にされております。また、札幌市から諮問中である札幌市再犯防止推進計画の策定について、検討部会の部会長を務めていただいております。適任かと存じます。

皆様、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり・拍手)

○事務局(江積区政課長) それでは、神元委員に審議会の会長をお願いしたいと存じます。

ここで、会長就任のご挨拶をお願い申し上げます。

○神元会長 ただいま就任いたしました神元でございます。

刑事法担当ということで、刑法、刑事訴訟法、刑事政策の三つをまとめて刑事法と言いますが、私は刑法等をメインとして刑事政策もやるタイプでございまして、いろいろなことをテーマで研究しますが、直近の研究対象は、性犯罪と児童虐待、あとは、今、論文を書いているのが暴力団犯罪、半ぐれの対策ということで、非常にマッチングするので、いろいろ貢献できるところがあるのではないかと考えています。

また、客引き防止条例に関しましても、私の住んでいるところが薄野でございまして、生活環境と非常に密接につながっていますので、ぜひともこの辺りについても頑張りたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○事務局(江積区政課長) それでは、審議会規則に従いまして、以降の進行を神元会長をお願いしたいと存じます。

神元会長、よろしく願い申し上げます。

○神元会長 それでは、審議会規則に基づき、副会長を選任いたします。

副会長の役割は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理することとなっております。

副会長は、委員の互選によって定めることになっておりますので、委員の皆様から立候補またはご推薦をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。



(発言する者なし)

○神元会長 ご推薦等がないということであれば、事務局からご提案をいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(江積区政課長) それでは、事務局といたしましては、山崎委員をご推薦させていただきます。

山崎委員は、北海道防犯協会連合会の専務理事をされており、当審議会の主要テーマである防犯の専門家として、前期も副会長を務めていただいております。

○神元会長 ただいま事務局から副会長に山崎委員ということで提案がありましたが、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり・拍手)

○神元会長 ありがとうございます。

山崎委員には、ここで副会長就任の挨拶をお願いいたします。

○山崎副会長 座ったままで失礼させていただきます。

改めまして、副会長にご指名をいただきました道防連の山崎です。

今回が2期目になるのですが、私たちの暮らしている札幌市がより一層安全で暮らしやすいまちになるように、また、さらに安心して観光客の皆様に来ていただけるような魅力あるまちになるように、微力ではありますが、お手伝いをさせていただきたいと思っております。

今後とも、どうかご協力をよろしくお願いいたします。

○事務局(江積区政課長) ここで、市民文化局長の前田は、他の公務がございますので、退席をさせていただきます。

[市民文化局長は退席]

#### 4. 札幌市内の犯罪情勢について

○神元会長 それでは、議事に入ります。

次第4について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(下川原地域防犯担当係長) 次第4の札幌市内の犯罪情勢ということで、お手元の資料1をご覧ください。

札幌市内の犯罪情勢についてご説明いたします。

初めに、市内の刑法犯認知件数についてです。

(1)のグラフは、札幌市内と北海道の刑法犯認知件数の推移を示しています。

札幌市の刑法犯認知件数は、平成13年をピークに減少を続けておりましたが、令和4年は増加に転じております。

一方で、(2)の表で札幌市における令和5年と過去5年の月別の認知件数を示していますが、コロナ禍前の平成30年、令和元年と比較すると、令和4年は減少しています。

今年の1月から7月までの累計件数は、前年と比べると、北海道、札幌市はともに増加で推移しておりまして、札幌市については6,293件で、1,216件、約23.9%の増加となっております。

続いて、2ページをご覧ください。

包括罪種別認知状況についてご説明させていただきます。

こちらには、先ほどご説明しました1の刑法犯の認知件数を罪の種類別にまとめて示しております。

令和5年中の罪種別の件数については、前年同期と比較しますと、凶悪犯、知能犯が減少しておりますが、それ以外は増加しております。

窃盗では、自転車盗が1,666件と前年同期比で504件増えており、街頭での犯罪が増加しております。

続いて、3ページをご覧ください。

特殊詐欺の認知状況についてご説明いたします。

札幌市における特殊詐欺の認知件数は、1月から7月の累計で44件となっております。前年同期の106件と比較すると約半数となっております。

また、被害額についても、今年は約1.2億円と、前年同期と比べて約4分の1となっております。

手口別に見ますと、件数が最も多いのはオレオレ詐欺となっております。次いで還付金詐欺となっております。

なお、被害額が最も多いのは還付金詐欺となっております。

札幌市では、「特殊詐欺の被害に遭わないために」というテーマで出前講座を設定しておりまして、その活用を地域に呼びかけ、被害防止の啓発に努めているところでございます。

また、今年度につきましては、新たに北海道警察と連携しまして、お手元にお配りしています特殊詐欺被害防止のためのチラシを作成いたしました。

今月中には、各区まちづくりセンターを通じて、地域に対し、出前講座の活用や、このチラシを用いた啓発などを実施する予定です。

5ページをご覧ください。

最後に、子どもに対する前兆事案（不審者情報）の認知状況についてでございます。

前兆事案とは、つきまとい、身体接触、誘拐などの凶悪事件に発展するおそれのある事案のことを言います。

札幌市における前兆事案の認知件数は、1月から7月までの累計で94件となっております。前年同期と比較しますと、13件、16%の増加となっております。

今年発生した事案のうち、最も多かったのは声かけとなっております。次いで容姿撮影となっております。

資料1につきましては、以上となります。

○神元会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明についてご確認やご質問がないか、お聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

#### 5. 札幌市客引き行為等の防止に関する条例の施行状況

○神元会長 それでは、続きまして、次第5について、事務局から説明をお願いします。

○事務局(下川原地域防犯担当係長) 次第5、札幌市客引き行為等の防止に関する条例の施行状況についてご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

条例の施行状況についてご説明いたします。

資料の中身の説明に入る前に、まず、条例の内容について簡単にご説明いたします。

本条例につきましては、令和4年4月から一部施行いたしまして、周知期間を経て7月に全面施行いたしました。

禁止される行為は、「客引き行為」、「客待ち行為」、「勧誘行為」、「勧誘待ち行為」です。

禁止区域は、市道北8条線、市道西7丁目線、市道南7条線及び創成川通で囲まれた区域の道路、公園などの公共の場所になっております。

今年の7月には、狸小路3丁目にモユクサッポロがオープンしましたがけれども、そちらも禁止区域に追加しております。また、今年の秋には、ススキノラフィラの跡地にココノススキノという新たな商業施設が開業する予定ですが、こちらについても禁止区域に追加することを予定しております。

禁止行為を行った者に対しては、指導、勧告、命令を段階的に行います。また、命令に反した場合には5万円以下の過料を科すとともに、氏名や住所を公表する場合があります。

当初は7名の客引き行為等防止指導員が、毎日、客引き行為等の禁止行為を巡回し、行為者への指導等を実施しておりましたが、今年度から9名体制となっております。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

まず、1の指導等の状況についてご説明いたします。

上段の表をご覧くださいと思いますが、令和4年7月から令和5年3月末までの累計で、口頭指導が5,049件、文書指導が16件、勧告が3件ございました。

続いて、下段の表になりますが、こちらが今年度に入ってから、今年の4月から8月末までの累計ですが、口頭指導が3,757件、文書指導が16件、勧告は0件となっております。

これまで、命令、過料に至った事例はありません。

なお、口頭指導につきましては、指導員が客引き行為の現場を確認できなかった場合や客引きとおぼしきものに対し客引き行為等を行わないよう注意したものでございます。

続いて、裏面をご覧ください。

客引き行為者等の実態調査結果についてご説明いたします。

今年度の実態調査につきましては、今年の6月から実施しており、これまで、いずれも金曜日ですが、6月16日、7月21日、8月18日に実施しております。

条例制定前の令和3年度と、条例制定当初の令和4年度の8月から1月までにも実態調査を実施しておりますが、今回も同様の調査を行ったものでございます。

調査範囲は、こちらの表のとおり4か所ございまして、札幌駅周辺、狸小路周辺、すすきの交差点周辺、南5条から7条周辺となっており、調査範囲内において特定の者に対して客引き行為等を行った者をカウントしております。

表の数字は、1時間当たりの客引きの平均人数を示しております。

条例制定前の令和3年度の調査では、禁止区域内の1時間当たりの客引きの人数は54.9人でしたが、条例制定後の令和4年度の調査の平均値は28.8人と、およそ半減しております。一方、今年度の調査ですが、3回実施して平均値は47.4人ということで、令和4年から18.6人ほど増加しております。

特に、すすきの交差点周辺が増加しております。これは、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着きまして、市民や観光客が市内中心部に戻ってきたことが原因と考えております。

また、店舗の新規オープンや従業員の入れ替わりにより、条例を知らない方もいらっしゃることから、昨年も実施した店舗への戸別訪問を現在実施しており、指導員が店舗に直接訪問して条例について啓発を実施しております。

また、客引き行為等が多い地点である北2西2の交差点やすすきの交差点という場所については、指導員が20分から30分ぐらい駐留して、客引きがないかを見るということで、巡回方法の工夫を図っているところでございます。

札幌市としましては、引き続き、客引き行為等を行わないことや、市民や観光客に対する客引きを利用しないように啓発を実施するとともに、中心部の再開発による人流の変化などの実態を踏まえまして、効果的な運用を検討してまいります。

資料2の説明につきましては以上です。

○神元会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明についてご確認やご質問がないか、お聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

○佐々木委員 客引きの禁止区域の中に北24条の繁華街はないものなのですか。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 禁止区域の範囲でございますけれども、もともとあるすすきの条例と同じ都心部の範囲ということで、北24条については含めておりません。

○佐々木委員 でも、客引きが結構多いですね。中心部となっているけれども、そういうところの実態調査を今後する予定はあるのですか。

札幌市のまちづくりなので、限定して、薄野周辺とか駅周辺というよりも、北24条は昔から人の出入りがあるし、東区の低所得者の人も多かったりということで、保健センターも非常に困っている事案が多いと思うのですけれども、札幌市はそういうところには焦点を当てないのですか。

○事務局（江積区政課長） 今の条例につきましては、先ほど申しましたように、都心部の特に客引き行為の多いところを中心に設定しております。

○佐々木委員 実態調査をしないで、客引きの多いところとして薄野周辺を想定したというのは、何かベースにあってターゲットにしたと思うのですが、神元委員長、どうなのでしょう。

○神元委員長 多分、趣旨としましては、薄野から札幌駅の間というのは、観光客がたくさん来るところなので、それへの対応だと思うのです。北24条は、確かに飲み屋などいろいろありますが、どちらかという地元向けといいたいでしょうか、あまり観光客が行くところではないのではないかとというのが趣旨かなと私は予想します。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 補足で説明をさせていただきますけれども、条例の制定前には、北24条や琴似といった都心から離れた繁華街についても実態調査を行っております。その調査結果から、都心部、薄野は客引きが多いということが判明しましたので、こちらのエリアを禁止区域に設定し、条例制定に至ったところでございます。

○神元会長 ほかにございますか。

○皆川委員 客引き行為の調査結果、裏面についてお聞きしたいのですが、令和4年との比較で悪化しているということですが、条例施行の効果というのは、どのように評価されていますでしょうか。

令和4年の7月からなので、まだ難しい部分はあると思うのですが、現時点で条例施行の効果というのをどんなふうにご考えておられるか、お知らせください。

○事務局（江積区政課長） ありがとうございます。

条例制定の効果としては、まず、令和3年度の調査結果と令和4年度の調査結果をご覧いただきたいと思いますが、条例制定後、令和4年度につきましては約半減しているということで、一定の抑止効果があったと認識しているところでございます。

ただ、先ほどもご説明させていただきましたとおり、今回の8月の調査結果は、コロナの状況が落ち着いた中で、市民や観光客が市内中心部に戻ってきたということが増加要因であると考えております。

客引き行為者が増加傾向にあることにつきましては、当然、好ましい状態ではないと受け止めておまして、客引き行為等防止指導員による地道な巡回ですとか、先ほどもお話しさせていただきましたように、巡回方法の工夫ですとか啓発をしっかりと続けていくことで客引き行為者の減少につなげていく必要があると現時点では認識しております。

○神元会長 ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

## 6. 札幌市再犯防止推進計画の答申案について

○神元会長 それでは、続きまして、次第6について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 次第6、札幌市再犯防止推進計画の答申案についてご説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

こちらが答申案の本書になります。まず、64ページをご覧ください。

初めに、審議会委員の改選もございましたので、これまでの審議経過を簡単にご説明させていただきます。

札幌市では、令和5年度中の札幌市再犯防止推進計画の策定を目指しまして、今年の3月29日に開催した審議会にて、計画策定についての諮問をさせていただきました。

計画の調査審議に当たっては、審議会に再犯防止等に係る学識経験者や刑事司法関係機関、更生保護関係団体等で構成されます札幌市再犯防止推進計画検討部会が設置され、5月から8月にかけて計4回の審議が行われました。

ご覧いただいている資料は、検討部会でのご議論を踏まえた答申案となっておりまして、本日の審議会でご了承いただきましたら、今月中に審議会会長から市長に答申書を手交していただく予定となっております。

その後は、事務局にて答申内容を反映した計画案を作成の上、庁内での議論を進めていき、市議会への報告、パブリックコメントを経まして、来年の3月頃の計画策定を目指す予定となっております。

それでは、計画の内容についてご説明させていただきます。

まず、表紙を1枚めくっていただきまして、「はじめに」というページを設けております。

こちらは、札幌市再犯防止推進計画の策定について検討を行った経緯や目的、審議経過などについてまとめたものとなっております。文末には、本日選任されました神元会長のお名前を記入させていただきます。

1枚ページをめくっていただきますと、目次がございます。

見開きの次のページをまためくっていただくと、計画の策定に当たりまして、刑事司法関係機関や更生保護関係団体などから寄稿いただきましたコラムの掲載ページを示しております。

その下には資料編として、資料1に札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の構成委員及び審議経過、資料2には用語集を掲載しているところがございます。

それでは、本書の1ページ、「第1章 計画の策定にあたって」についてです。

本章では、計画策定の趣旨と計画の期間、計画の位置付けを行っております。

初めに、「1 計画策定の趣旨」についてですが、近年、刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合が全体の約半数を占めている状況を受けまして、平成28年12月に再犯の防止

等の推進に関する法律が施行され、地方公共団体においても、地方再犯防止推進計画を策定することが努力義務とされました。

犯罪をした人等の中には、住居や安定した仕事がない、薬物依存があるなど、多くの困難を抱える人が少なくありません。犯罪は決して許されるものではありませんが、犯罪をした人等も支援を必要としている一人の市民であり、こうした人を地域社会から排除し孤立させることは、再犯のリスクを高めることにつながりかねません。

本計画は、犯罪をした人等の立ち直りを社会全体で応援し、新たな犯罪や犯罪被害者等を生まないための取組を推進することを目的に策定するものです。

続いて、2ページをご覧ください。

「2 計画の期間」でございますが、令和6年度から令和10年度までの5年間としております。

続いて、「3 計画の位置付け」でございますが、再犯防止推進法に定める地方再犯防止推進計画として策定するものです。

3ページをご覧ください。

「第2章 再犯を取り巻く状況と課題」についてです。

本章では、各種犯罪統計や再犯防止に関する市民意識調査などのデータによって、札幌市における再犯を取り巻く状況を示し、そこから見えてくる課題を整理しております。

お時間の都合もございますので、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

まず、「1 犯罪をした人等の処遇について」です。

3ページでは、犯罪をした人等が刑事司法手続を経て地域社会に戻るまでの流れについて、図を交えて説明しております。

再犯防止推進法では、犯罪をした人等とは、犯罪をした人または非行少年もしくは非行少年であった人のことを言い、矯正施設の退所者及び退院者に限定されません。

一般的なイメージとして、犯罪をした人等は、刑務所などの矯正施設に入所するイメージをお持ちの方も多いのではないかと思いますけれども、実際には、犯罪をした人等の多くは、矯正施設に入所等することなく地域社会に戻ることとなり、中には社会復帰に向けた支援が必要な場合がございますので、そうした人たちへの支援も欠かせないと考えているところでございます。

5ページをご覧ください。

「2 再犯者数・再犯者率の状況」についてです。

5ページのグラフは、刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率の推移となっており、上段が全国、下段が札幌市のデータとなっております。

なお、札幌市のデータにつきましては、札幌市を管轄する全ての警察署における検挙人員に係るデータとなっておりますので、石狩市、当別町、北広島市が含まれております。

この統計によると、札幌市においても、全国と同様に再犯者数は逡減傾向にありますけれども、再犯者率は令和3年で48.6%と高い状況にあります。

次の6ページから11ページまでは、「3 更生保護に関する状況」として、主に上段は全国、下段は札幌保護観察所管内のデータを掲載しております。

詳細な説明は割愛させていただきますけれども、11ページに更生保護に関する各種データに見る札幌市の課題をまとめておりまして、不安定な就労状況や帰住先の確保、保護司不足、広報啓発活動の機会の減少といった課題がこれらの統計データから明らかになっております。

続いて、12ページから17ページまでが「4 再犯の防止に関する市民意識調査の状況」ということで、15歳以上の市民を対象に令和5年7月11日から7月21日までに実施したインターネットアンケートの結果を一部抜粋し掲載しているところでございます。

13ページの下段をご覧ください。

「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思いますか」という設問に対しまして、立ち直りに協力したいと「思う」または「どちらかといえば思う」と回答した人の合計は27.7%という結果となり、全体の約3割ということで、立ち直りに協力したいと思う人は少数派という結果になっております。

続いて、15ページをご覧ください。

先ほどの設問で、立ち直りに協力したいと「どちらかといえば思わない」または「思わない」と回答した人に対して、立ち直りに協力したくないと思う理由をお聞きしたところ、グラフの上から順に、「どのように接すればいいかわからない」、「関わりたくない」、「犯罪に巻き込まれそうで怖い」といった回答が多い結果となりました。

続いて、17ページですけれども、市民意識調査の状況に見る札幌市の課題をまとめており、犯罪をした人等の立ち直りに協力したことがある市民の割合や関係用語の認知度が低く、関わりが希薄であること、立ち直りに協力したいと思う人が約3割にとどまっており、再犯防止に向けた意識を高めていく必要があることといった課題が、このインターネットのアンケートから明らかになりました。

続いて、18ページをご覧ください。

「第3章 計画の目的・基本方針・成果指標」についてです。

本章では、計画策定の目的、札幌市における課題を踏まえた基本方針及び重点項目の設定、計画の目的の達成状況や取組の実施状況を確認するための指標を設定しております。

「1 計画の目的」については、犯罪をした人等への支援を行うことで再犯を防止し、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に寄与することを目指すというものです。

「2 基本方針」については、先ほどの第2章で明らかとなりました札幌市の課題を踏まえまして、国の再犯防止推進計画との整合性を取りながら、ご覧の5項目を設定しています。

18ページの下段から19ページの上段をご覧ください。

「3 重点項目」については、この基本方針に基づいて7項目の重点項目を設定しており、この後、第4章の札幌市における具体的な取組と併せてご説明いたします。



その次の「4 成果指標・参考指標」の表をご覧ください。

この計画の目的である再犯防止の達成状況を評価するための成果指標として「再犯者数」を設定しております。

また、再犯の防止に関する理解促進や普及啓発に関する取組の実施状況を評価する成果指標として、犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと「思う」または「どちらかといえば思う」と答えた人の割合を設定しております。

再犯者数の目標値につきましては、近年の遞減傾向から推計される数値を下回る人数として、令和9年に1,350人以下としているところでございます。

立ち直りに協力したいと「思う」または「どちらかといえば思う」と答えた人の割合の目標につきましては、国の世論調査結果などを参考に、令和10年度に50%以上としているところでございます。

また、指標と取組の関係性を明確にするため、成果指標の改善に寄与する重点項目を明記し、再犯者数に関連の深い項目として、重点項目(1)から(6)まで、立ち直りに協力したいと「思う」または「どちらかといえば思う」については重点項目(7)をひもづけているところでございます。

20ページをご覧ください。

こちらは、参考指標として各種統計データを挙げております。

これらの指標につきましては、札幌市外を広く含む統計のため、再犯防止施策の動向を把握するための参考として設定し、関連する重点項目の分析を行うこととしております。

21ページをご覧ください。

こちらは、札幌市における犯罪被害者等に関する取組に関するコラムでございます。

検討部会におきまして、犯罪をした人への支援を目的とした計画を策定する一方で、犯罪被害者のことは何も考えていないと思われるのは良くないとのご意見を受けまして、札幌市で実施している犯罪被害者等支援制度による支援金の支給や各種費用助成を紹介する内容を記載しております。

続いて、22ページをご覧ください。

「第4章 取組の内容」についてでございます。

本章では、札幌市における再犯の防止等に関する取組を、先ほどの第3章でお示した七つの重点項目に合わせて整理してございまして、全部で59個の取組を掲載しております。

全てはご紹介できませんので、全体を簡単にご説明させていただきます。

まず、24ページをご覧ください。

「1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組」です。

24ページから28ページまでは、安定した生活基盤を整える上で重要となる就労の確保に関する取組を、生活困窮者、障がい者、高齢者などの対象者に応じて挙げております。

また、28ページの下段には、犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的とした活動を行っております協力雇用主向けの取組を挙げております。

その中で、「13 協力雇用主制度及び矯正就労支援情報センター（コレワーク）の周知」をご覧ください。

こちらは、当初の素案では、協力雇用主制度のみの内容でしたが、検討部会の中で、本取組の中では、刑務所出所者等の雇用を促進する働きかけを行っております矯正就労支援情報センター、いわゆるコレワークの周知もできないかというご意見があったところがございます。この検討部会のご意見を受けまして、コレワークが行う事業者向けの支援についても周知を図ることとして、取組名と取組内容を変更したところがございます。

続いて、30ページ、31ページをご覧ください。

地域社会において安定した生活を送る上では住居の確保が非常に重要であることから、高齢者や障がい者、保護観察対象者などの住宅確保要配慮者を対象とした「住宅確保要配慮者居住支援」などの取組を挙げております。

続いて、33ページをご覧ください。

「2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組」です。

33ページと34ページには、福祉支援が必要な高齢者または障がいのある人等への支援に関する取組を挙げております。

こちらの項目につきましては、検討部会の中で多くのご意見を頂戴いたしましたので、まず、冒頭の「現状と課題を踏まえた対応方針」について、関係機関の支援の取組などの記載を充実させていただきました。

こちらの2段落目に記載のとおり、国では、これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ人がいることを踏まえまして、矯正施設出所後に社会福祉施設等への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるよう、矯正施設在所中から出所後の支援につなげる出口支援を実施してきました。

次の3段落目では、矯正施設を出所した人への支援だけでなく、起訴猶予者等についても必要な福祉的支援に結びつける入口支援にも力を入れて取り組んでいることから、これらの取組内容や関係機関の詳細が分かるような内容を充実させたところです。

一方で、上から5段落目ですが、福祉的ニーズを抱える人に支援が行き届いていない場合があるという課題があることから、札幌市においても、支援を必要とする方が適切な公的サービスを利用できるよう、関係機関と連携しながら取組を進めていきたいと考えております。

34ページに、具体的な取組、「18 福祉的支援が必要な高齢者または障がいのある人等への福祉サービスの提供」などを挙げております。

続いて、37ページ、38ページをご覧ください。

薬物やアルコール、ギャンブル等への依存によって様々な問題が生じ、犯罪に追い込まれてしまうケースもあることから、依存症を有する人やその家族を対象とした「札幌こころのセンターによる依存症相談」などの取組を挙げさせていただいております。

こちらの項目につきましては、当初、タイトルや「現状と課題を踏まえた対応方針」と

が薬物依存に特化した内容となっておりますが、検討部会におきまして、アルコールやギャンブルなどの犯罪の温床となる依存症はほかにもある中で、薬物依存に限定しているのはなぜかというご意見がありました。

こちらの意見を受けまして、タイトル及び「現状と課題を踏まえた対応方針」を、薬物だけではなく、アルコールやギャンブルなど依存症全般に言及した記載に修正いたしました。

続いて、41ページをご覧ください。

「3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組」です。

非行が修学からの離脱を助長し、復学を妨げる要因の一つになっているとの指摘がありますことから、41ページから43ページまで、非行の未然防止や学び直しについて、教育委員会や子ども未来局で実施している取組を挙げさせていただいております。

続いて、45ページをご覧ください。

「4 様々な困難に応じた効果的な支援の実施等のための取組」です。

経歴、性別、心身の状況、経済的な状況など、困難を抱える人に対する支援は犯罪抑止という側面からも重要であることから、45ページから48ページまで、少年や若年者、困難を抱える女性、障がいのある人、生活に困窮している人など、それぞれの状況に応じた支援の取組を挙げております。

49ページをご覧ください。

「5 民間協力者の活動の促進等のための取組」です。

再犯の防止等に関する取組は、保護司会や更生保護女性会などの多くの民間ボランティアの協力によって支えられておりますが、高齢化や担い手不足といった課題を抱えており、49ページ、50ページには、それらの団体の活動を支援するため、「46 札幌市保護司会連絡協議会への支援」や、「51 保護司の人材確保に対する支援」などの取組を挙げております。

続いて、52ページ、53ページをご覧ください。

「6 国・民間団体等との連携強化等のための取組」です。

再犯を防止するためには、国、地方公共団体、民間団体等が連携を強化し、協働して取組を進めていくことが重要であることから、再犯防止に関する取組の推進体制を構築し、これまで以上に関係機関との連携を図るため、刑事司法関係機関や更生保護関係団体等で構成します「53 (仮称)札幌市再犯防止推進ネットワーク会議」などの取組を挙げております。

56ページ、57ページをご覧ください。

「7 広報・啓発活動の推進等のための取組」です。

犯罪をした人等の社会復帰のためには、犯罪をした人等が社会において孤立することがないように、再犯防止に関する市民の理解を深めることが重要であることから、関係機関や団体等と連携した広報・啓発活動の展開や、情報発信の充実を図る取組などを挙げており

ます。

60ページをご覧ください。

「第5章 計画の推進体制」です。

本章では、計画策定後の推進体制について記載しております。

第4章でご説明した取組には、再犯防止そのものを目的としている取組以外に、従前から実施している各種行政サービスの中で再犯の防止等に資する取組や副次的な効果が期待できる取組も含まれており、審議会において、関係指標の動向把握や取組の実施状況を確認しながら、計画の評価や進捗管理を行います。

札幌市では、就労支援や保健医療などの各分野において、これまでも支援を必要とする市民への各種行政サービスの提供を行ってきましたが、そうしたサービスを提供する上で、「再犯防止」という意識は希薄であったのではないかと考えております。

この計画の策定に当たりましては、再犯防止に関連する政策の担当部局等で構成します「札幌市再犯防止庁内推進会議」を設置し、協議を重ねておりますが、計画策定後も継続して計画の進捗状況や課題を共有していくことにより、それぞれが再犯防止につながるという意識を持ちながら、組織横断的な計画推進に取り組んでまいります。

また、この計画の策定を機に、刑事司法関係機関や更生保護関係団体などで構成されるネットワーク会議を設置し、犯罪をした人等への支援に関する課題や今後の取組について情報共有や意見交換を行うなど、連携協力体制の強化を図りまして、地域における再犯防止等に関する取組を協働し、推進していきたいと考えております。

次に、資料編の説明をさせていただきます。

62ページ、63ページをご覧ください。

本日の審議会及び本計画の検討部会の委員名簿を掲載しております。

64ページをご覧ください。

審議会における本計画の策定に係る審議経過等をまとめております。

ここまでにもご説明させていただきましたが、4回にわたる検討部会におきましては、様々なご意見をいただいて、原案の修正を重ねて、本日、答申案という形になりました。

改めまして、検討部会の委員の皆様には深く感謝を申し上げます。

65ページからは、本編で用語解説が必要な語句として、初めて出たページの下部に設けた解説をまとめた用語集を掲載しております。

説明は以上です。

○神元会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明についてご確認やご質問がないか、お聞きします。

皆様、いかがでしょうか。

○皆川委員 2点ほど意見を述べさせていただきます。

まず、19ページの「4 成果指標・参考指標」の「(1) 成果指標」の部分です。本文の4行目ですが、「再犯者数の傾向から算出される計画最終年の推定値」と書かれ方を

すると、今までの取組をそのまま続けていくと、この数字は1,350人だと思うのですが、特段、この推進計画を策定しなくても、そういうトレンドでいきますと読めるのです。この計画がなくてもそこまで推計されるのだったら、そこから1割、2割下回った数字を成果指標としないと、成果が読み取れないです。もしくは、そういうことではなくて、この推定値はかなり厳しい値なのだということであれば、そういう書きぶりをしておかないと誤解をされてしまうのではないかと思います。ですから、書きぶりの工夫か、1割か2割減らすか、どちらかの対応をしないと、このままでは誤解を受けるのではないかとというのが1点です。

それから、第4章の取組の内容についてです。

59件の施策について説明されています。どれも重要な施策だと思うのですが、この計画というのは再犯防止ですね。ですから、再犯防止にもうちょっとフォーカスして、重点項目というか、大事な項目はどれですと。私のイメージですけれども、この59件のうち、新規案件もありますが、5件から10件ぐらいの項目について、重点課題はこれですよということで答申しないと、答申としては不十分ではないかと思います。この59件全てについてブラッシュアップして推進していきますというところでは、諮問した側もどれが大事なのかとなってしまうと思うので、どれが大事ですということを幾つか挙げて示したほうが分かりやすいと思います。

そのために、11ページで、更生保護に関する各種データに見る札幌市の課題などと整理されています。それから、平成3年の実績値の1,602人という数字がありますから、この属性を分析するとか、そういうことを踏まえて、59件のうち、重点課題を幾つか示さないと、答申としては不十分ではないかと思いますので、そこもご検討いただきたいと思います。

以上の2点です。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） 2点のご意見をいただきました。

まず、1点目の成果指標のところですが、1,350人以下というのが近年の再犯者数の傾向を下回るという表現だと、特段、この計画がなくてもこのとおりではないかという誤解を招くのではないかというご意見です。

こちらの数値ですが、ちょうどコロナ禍で犯罪者数が減っていた中、再犯者数も逡減傾向にあることを踏まえて設定させていただきました。しかしながら、冒頭に犯罪統計の説明をいたしました。刑法犯の認知件数は令和4年から増えてきている状況もあります。そういうところを総合的に勘案しますと、目標値としては妥当なものと考えております。

また、この答申案では、計画策定時の数値として令和3年度の再犯者数を表記しておりますが、令和4年の再犯者数も今後出てきますので、その際に、この目標値の妥当性について改めて検討したいと考えております。

○皆川委員 そのお考えであれば、それでいいのです。ただ、それが諮問者に伝わるよう

にきちんと書き込んだほうがいいですよということです。誤解されないように、トレンドでそうなるのだよと思われないように、今おっしゃったような状況があって、これは野心的な数字ですということが伝わるように書いたほうがいいのではないかとということです。

○事務局（江積区政課長） ありがとうございます。

この書き込みの中では、計画最終年の推計値を下回ることを目標とするということで、下回る数字が1,350人となります。推計値がこれではなく、推計値を下回る数字ということで書かせていただいている状況です。

○皆川委員 推計値は1,350人ではないと。

○事務局（江積区政課長） 1,350人より少し多いのです。それを下回るとのことです。

○皆川委員 少しだけですね。

○事務局（江積区政課長） はい、少しです。

あくまでも下回るといのが書かれているということでご理解をいただければと思います。

そして、2点目ですけれども、こちらの取組は、ご意見をいただいたとおり、重点がどこなのかというのは難しいところがあります。今回の防止計画の意義について説明の中でも触れさせていただきましたが、主の目的として福祉の取組や就労雇用の取組などを行っているところですが、今回の再犯防止の推進計画を立てる前は、札幌市全体でそれぞれの取組が再犯防止にも寄与するということをしかりと意識して行われていたかという、ちょっと希薄な部分があったのではないかと課題が、今回、計画をつくるに当たって、また庁内の推進会議を行う中で見えてきたと考えております。

ですので、こういった取組全体を表記して、これについてどんな取組が行われているのかということ計画期間中にも、庁内で会議をつくりながら、またネットワーク会議でのご意見等も踏まえてフィードバックしていくということが、それぞれ再犯防止に意識を持ちながら取り組んでいくということにつながるのではないかと考えています。

ですから、まずは庁内でそういう意識をしかり持つこと、そして、関係団体の方とネットワークをしかり組みながらその取組を推進していくところが今回の計画の一番の意義だと考えております。

その際に、取組を掲載するということがまず必要だと思っておりますが、そこに軽重をつけるのが現段階でよろしいのかどうかについて、今は答えを持ち合わせておりません。考え方としては、まず、この取組をしかりと掲げた上で、この取組を行っている部局については、自分たちのやっていることが再犯防止にもしかりつながるのだぞと認識してもらおうという意義があると思っております。

○皆川委員 おっしゃることはすごくよく分かります。全て重要なお仕事だということも分かります。ただ、現実に令和3年に1,602人という再犯が出ているわけですね。この中で、障がいがあった人は何人いたのですか、若年層は何人いたのですか、そういう属

性があるわけですから、重点的に攻めるのはどこなのだという属性分析だけでも、おのずと皆さんが納得するような重点が出てくると思うので、そこは可能であればぜひ示していただきたいという意見です。よろしくお願いします。

○事務局（江積区政課長） ありがとうございます。

18ページにもありますように、この計画自体には、計画の目的、基本方針を示させていただいた上で、一旦、59の取組のベースになっている部分についても、重点の項目として7項目を選ばせていただきまして、その中に取組を掲載させていただきました。

○神元会長 確かに、取組について、いろいろ挙げておかなければいけないと思います。例えば、障がい者の就業・生活相談というのは、再犯の数字にそんなに影響しないけれども、切り捨てていいものではないわけです。DV被害者への支援も、被害者側のバックアップでございますから、摘発はできるかもしれないけれども、再犯というよりは新規に摘発するタイプですね。ただ、これを軽視するわけにはいきませんから、どうしても総花的にやっていることをいろいろ挙げるということになります。

確かに私も思うのは、再犯者の属性ですね。それについてのデータは欲しいと思いますが、統計を取っていないければ出せないものですが、データがあるのかどうか、いかがなものでしょうか。

○事務局（下川原地域防犯担当係長） こちらのデータは法務省からいただいているのですが、属性のデータはないというのが現状です。今後、法務省からそういう属性のデータをもらえるのかどうか、法務省、保護観察所などの関係機関に問合せをしながら、もちろん、そういう情報があれば、我々としても計画を推進する上で非常に参考になるデータですから、データを入手できるように努力はしていきたいと思います。

○神元会長 刑事政策の世界でも、データは統計を取ってくれないとどうしようもないところがあります。法務省なりにデータがあればそれをベースにしていろいろできると思いますが、その辺りがまだはっきりしないのであれば、ここからさらに重点でというふうに絞りにくいのかなと思います。ですから、データが入れば、このデータからして、これについてはより重点的に対応すべきだというものをに入れていけますけれども、現状としては、データがなければここまでではないかと私は思います。

皆川委員、いかがでしょうか。

○皆川委員 そういうご判断でしたら、結構です。

○事務局（江積区政課長） 今回、ご意見をいただきましたので、今後、どういったデータを入手できるのか、引き続き関係機関にもご協力をいただきながら、採用できるものは採用して検証してまいりたいと考えております。

○神元会長 ほかに意見等はございますでしょうか。

○山本委員 28ページに「札幌市競争入札参加資格（工事）の格付けにおける加点」というものがございます。

札幌市の経営審査事項というものがございまして、その中でA1、A2、B1、B2な

どとございまして、例えば、今日来られている荒木委員の協力雇用主のほうで、札幌市の指名に入っている業者がいたと仮定します。その中で、実際に、加点を重視するのか、それとも雇用を重視するのか、その辺の比率的なものはどうなのでしょう。

○荒木委員 従前から協力雇用主になっている方々にとっては、札幌市の入札の加点云々はそんなに重視していないのです。むしろ、立ち直るのだったら、うちで雇うから頑張ってみないかというスタンスですね。

今、外国人の雇用を始めているので、現実には、札幌市内でも私どもが関わっているところではそういう業者が多くなってきています。そういう意味で、今後、受入れの範囲が狭まることは予想されます。

市の担当者もお聞きになっていると思うのですが、道は協力雇用主になれば加点対象になって、札幌市の場合は雇用して初めて加点の対象になるという枠組みですけれども、これについても私ども事務局としては意見を統一しておりません。札幌市の考え方も一理あるし、道の考え方も一理あるし、それは圧力団体のような物言いはしませんので、よろしくお願いいたします。

○山本委員 建設業も含めていろいろな業種でISO9001とか14000というものを取っているはずですが。札幌市だけではなく、国、道、市、開発と全部そうですけれども、その中で、犯罪を犯した人たちを本当に雇用していただけるのかどうか。その人たちが入ったけれども、1年くらいで再犯してしまったというのでは駄目なので、持続性というものを堅持しなければいけないと思うのです。ですから、札幌市、国、道の辺りで再犯防止のネットをもうちょっと強化してやっていただきたいと私は思います。

○荒木委員 山本委員の思いも分かるのですけれども、簡単に言いますと、かなり立派な会社にとっては、札幌市の入札加点云々は関係ないのです。私どもが関わっているところは、できればその加点が欲しいという業者さんですから、本当に欲しい業者さんの中にはいらっしゃるでしょうけれども、私ども連合会のスタートは、悪いことをした人でも、もう一回立ち直るのであればおいでというのが基本的な姿勢です。ですから、先生の言われるレベルの高い話とはちょっとずれるかもしれません。

○山本委員 ただ、客観的に聞いている中では、雇用してあげる代わり札幌市とか道とか国の経営審査事項の中で加点ができるとか、そうすると、ランクアップができるではないですか。その会社によりますけれども、そういう呼び込みはちょっとまずいのではないかと思います。だから、採用されるほうも過大期待をするのではないかなという懸念はあるのです。

○荒木委員 この話が長くなったらまずいと思いますが、現実には何が問題かという、特定の業者さんのところに集中して雇われるということで、これは避けるべきだと思っています。特定の業者さんというのは、採用のノウハウを持っているから、更生保護施設に深く出入りしているとか、その辺りが大きいのだろうと思うのですが、再犯の糸口があった場合に、みんな一緒にお捕まりあそばす形になるから、これは避けなければならないので



す。むしろ、今、広がってきているのは、介護であるとか、理解のある地域の協力雇用主さんで、徐々に広がってきているのです。私になった頃はまだ10社あるかないかぐらいでしたけれども、今は40社ぐらいの協力雇用主さんが、常時、非公開求人を出してくれています。かなり広がってきていますので、むしろ、対象者の数が少ないから、そういうふうに出していてもなかなかつなげていかないという現実があります。

先ほど市の方もおっしゃられたように、私どもも知っているようで知らない関係ですし、市当局としても、やっている仕事をお互いに横断的に理解しているわけではありません。結局、人を扱っている仕事ですから、この機会にもう一回、原点に立ち直って、うちはここはできるというところをお互いに理解し合ったほうがいいのかなと思います。

○山本委員 ありがとうございます。

○神元会長 ほかにございますでしょうか。

○相内委員 意見でも確認事項でもないのですけれども、公募委員なので、一市民としての感想を申し上げます。

今までの札幌市のいろいろな答申を見てきたのですけれども、僕が記憶している範囲では、コラムとか用語集が入ってきたものをあまり見たことなかったのです。ですから、諮問した立場と答申をした者という間だけではなくて、ちゃんと市民に届くような内容になっていて、ちょっと感動したのです。市民に届けたいという気概というかモチベーションを感じるすばらしい答申だと思っています。ほかの部局も見習ってこれればいいのにと読んでいたところです。

以上、ただの感想です。

○神元会長 ほかに何かございますでしょうか。

○山崎副会長 大それた意見ではないのですけれども、皆川委員から、属性を絞ってという話が出ました。当然、それは非常に大事な話でしょうし、知りたいという知識欲という面からも非常に面白いのではないかと思います。ただ、どういう属性で切り取るかによって内容もいろいろ変わってくるのでしょうけれども、再犯防止策ということについて言えば、これは重点ですと10項目挙げたにしても、だからといってほかのことはやる必要がないということには絶対なりませんので、被疑者にしても、被害者にしても、抱えている問題は人によって様々なのです。環境も違いますし、置かれている境遇も違いますから、それぞれの再犯者、それぞれの被害者が置かれている立場が違えば、やること、やらなければならないことは本当にたくさんあるのです。それはこの中にきつと網羅されていると思いますので、重点を出していただくのは構いませんけれども、できることは全てやらせらう、それは絶対的なスタンスで取り組んでいただきたいと思いますし、そこら辺のところはお間違えのないようにお願いします。

私は、刑事として被疑者の取り調べをして、被疑者ともいろいろな話をした経験を踏まえなくても、被害者もそうですが、みんなそれぞれ違う悩みや問題を抱えておりますので、それをいかに解決して助けていくかということをしなければ、再犯なんて絶対に減りませ

んし、被害者の悩みも減りませんので、なるべく多くの項目を挙げて取り組んでいただくのが最も理想的だと思います。

○神元会長 ほかにご意見等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○神元会長 それでは、答申案自体については様々な意見をいただきましたけれども、取りあえず修正はないということで、この審議会における答申案の可否を確認いたします。

市長への答申につきまして、この検討部会でまとめた案で行うこととしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○神元会長 皆様、ありがとうございました。

では、この内容をもちまして、札幌市長に答申することを決定させていただきます。

それでは、事務局から、今後の流れについての説明をお願いします。

○事務局(下川原地域防犯担当係長) ありがとうございます。

今後についてでございますけれども、本日の審議内容を踏まえて、確定した答申書を委員の皆様を代表して神元会長から札幌市長へ答申を行っていただきたいと存じます。

なお、答申書については、手交式の前に皆様へ郵送をさせていただきたいと考えております。

また、答申後の流れになりますけれども、事務局にて答申内容を反映した計画案を作成の上、庁内での議論を進めてまいります。さらに、市議会への報告を経て、市民の皆様からのご意見を頂戴する機会としてパブリックコメントを実施し、今年度中に計画の策定、公表をさせていただく予定で進めていきたいと考えております。

## 7. 札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰候補者の選考について

[非公開]

## 8. 閉 会

○事務局(江積区政課長) 神元会長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

次回の開催日程は3月頃を予定しておりますので、改めて皆様の日程調整をさせていただきたいと考えております。その際には、またよろしくお願ひ申し上げます。

なお、先ほどお話がありまして、事前にもご案内させていただいていたのですが、お配りした資料のうち、資料4-2、4-3、4-4、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり功労者表彰推薦者一覧表及び推薦調書につきましては回収いたしますので、この会議終了後、事務局職員にお渡しいただきますようお願い申し上げます。机の上に置いていただいても結構でございます。

それでは、これで令和5年度第1回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

以 上